

福岡市立福岡女子高等学校 生徒心得

(総則)

人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ自主的精神に充ちた健康な心身を養うよう努める。

第1章 学習

第1条 学習は生徒の本務であるから、常に生き生きとした研究心を持って努力する。

第2条 学習に対する新しい校風を創造して後輩のための明るい指標とする。

第2章 礼儀

第3条 社会生活を明るく楽しいものにするためには相互の敬愛親和の情を外にあらわすことがたいせつである。校の内外を問わず、自然のうちにあいさつをかわされ、相互の理解親密の度を増す機会を持つように努める。

第4条 日常の行動がそのまま礼儀にかなうよう心がけ、人格教養から自然に生まれるものであるように努める。

第5条 先生や先輩、外来者に対しては言語動作に注意し、礼を失することのないようにする。

第3章 服装

第6条 服装はその人がらをあらわすものであるから、端正にして華美をさける。

第7条 <制服及び防寒着>

<制服>

(1) 学校に登校する際は定められた制服を着用する。

※式典には冬服を着用する。

※防寒着（コート、カーディガン、マフラー、手袋、タイツ等）については、冬服の上に着用する。

(2) スカートの丈はひざ中心とする。スカートの加工は禁止とする。

(3) 制服のボタンはすべて留める。冬服着用時には、ブラウスのえりはジャケットの上から出す。

<防寒衣>

(1) カーディガンは、本校指定のものとする。コートは無地で華美でないものとする。

(2) マフラー・手袋等も着用してよいが、華美なものをさけて着用すること。

(3) 黒タイツ（肌が透けない程度）・肌色ストッキングを着用してよい。肌色ストッキング着用の際は、必ずソックスを着用する。ただし、色柄物・ラメ加工等のものは着用できない。

第8条 <靴、ソックス>

(1) 通学靴は本校指定の靴を基準とする。華美、高価でない茶色ローファー靴とし、かかとの高さは3cm以内のローヒールとする。

(2) 校内では決められた上靴を使用する。

(3) ソックスは必ず着用する。ハイソックス（黒・紺の無地）又はショートソックス（黒・紺・白の無地）を着用する。式典には紺のハイソックスを着用すること。

第9条 <髪>

(1) 髪は常に端正清潔を心がけ、高校生としてふさわしい髪形とする。

(2) パーマ、カール、染色、脱色、エクステ、縮毛矯正等人工的に手を加える行為は禁止する。

(3) 髪どめ等は必要程度にとどめ、華美をさける。（色は黒、濃紺、茶色とする。）

襟より長い髪は、必ず一つ、または二つに結ぶ。

第10条 以下にあげるような化粧に類することは禁止する。

(1) 口紅、有色リップクリームの使用。

(2) つめを伸ばす、マニキュア、ペディキュア等の使用。

(3) アイライン、アイシャドウ、アイテープ、マスカラ、つけまつげ、カラーコンタクト等の使用。

(4) 眉を書いたり、眉を加工したりすること。

(5) その他、上記以外の化粧に類すること。（ファンデーション、有色日焼け止め等）

(6) ネックレス、指輪、イヤリング、ピアス、ミサンガ、ブレスレットその他装身具に類するものをつけること。

第11条 <カバン>

通学の際は、本校指定のバッグを使用する。

第12条 <異装許可届>

所定の服装をなし得ないときは、許可を願い出る。

第4章 校内生活

第13条 他人に迷惑がかからぬよう心がけ、互いに協力し助け合う。

第14条 始業から放課までの間に、校外に出る必要があるときは許可を願い出る。買い物は登校前にしておく。

- 第15条 所定の時間後校内に居残る必要があるときは、許可を願い出る。
- 第16条 各種役員は積極的に自己の任務を遂行し、学校生活を向上させるように努める。
- 第17条 集合はすべて敏速、整然と行き、みだりに私語をしない。
- 第18条 校内において金銭物品をなくしたり拾ったりしたときは直ちに届け出る。

(授業)

- 第19条 授業時間開始後10分以内に担当職員が来講しないときは、学級委員は直ちに連絡し、もし不在の時は教務部に届け出て指示を受ける。
- 第20条 校舎内で着用できる防寒着は、カーディガンのみとする。
- 第21条 校舎、校具、運動具、実験実習用具その他公共物は常に愛護し、休日や時間外の使用は係職員の許可を得て使用し、使用後は各自の責任において所定の場所に返し係職員に届け出る。破損紛失した時は、直ちに係職員に届け出る。
- 第22条 電気、ガス、ミシン、理科実験用具その他危険なものや貴重なものの取り扱いについては必ず係職員の指導のもとに細心の注意をもって行う。

(携行品)

- 第23条 学校生活に必要なもの以外の持ち込みを禁止する。(音楽機器、イヤホン、漫画等)
携帯電話の使用については、学校の規定に従うこと。カメラは許可されたときのみ持ち込むことができることとする。

(美化)

- 第24条 校舎内外の美化に留意し、常に気持ちよい環境をつくりあげるように努める。
- 第25条 掲示物は必ず許可を得て掲示する。

(保健)

- 第26条 保健衛生に留意し、身体の清潔や教室の換気などに心掛ける。
- 第27条 身体の調子が悪くなったときは、直ちに職員に届け出る。

第5章 校外生活

- 第28条 本校生徒として、誇りと品位を保つよう行動する。
- 第29条 夜間の外出はできるだけさける。(注：午後11時以後は法的にも禁止されている)
- 第30条 娯楽その他興行物は、よく選択し高校生の品位を傷つけるような場所へは立ち入らない。
- 第31条 アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭事情等やむを得ない場合は、三者面談(保護者・本人・担任)の上、許可する場合もある。その手続きは所定の許可願いによる。

以下の項目は許可しない。

- ① 就業時間が20時を過ぎるもの。
- ② 酒類を提供する場所、遊技場など。
- ③ 宿泊を伴うもの。

無許可でアルバイトをしていることが判明した場合は、学校側は事情を調べ適宜指導する。

- 第32条 自転車通学をするものは、交通ルールを守り、安全運転に努めること。
 - (1) 自転車点検を受け、指定ステッカーを貼ったものに、自転車運転免許証を交付し、通学を許可する。
 - (2) 携帯電話、イヤホンを使用しながらの運転、並列走行、傘差し運転、二人乗りなど道路交通法違反になる行為は禁止する。
- 第33条 自動車運転免許取得は原則として禁止する。なお、免許取得のための教習所等への入校は、原則として3学年の自宅学習期間より認める。ただし、以下の項目を厳守すること。
 - (1) 担任を通じて所定の許可願いを生徒支援部に届ける。
 - (2) 学校生活に支障がないようにする。

第6章 義務および諸届・願書

- 第34条 生徒証明書、生徒手帳は常に所持する。
- 第35条 授業料及び校納金は毎月10日までに必ず納入すること。
- 第36条 次の事項は保護者より学級担任を経て学校長あて所定の手続きを行うこと。
 - (1) 届書
 - ①欠席、遅刻、早退
 - ②改姓、保護者の変更、現住所の変更
 - ③忌引 父母7日以内、祖父母3日以内、兄弟姉妹3日以内(いずれも連続) おじ・おば1日、曾祖父母1日
 - (2) 願書
退学、転学、休学、留学、復学

第7章 罰則

- 第37条 生徒の本分にそむいた行為があったときは、生徒の懲戒・特別指導に関する内規に照らし、懲戒あるいは特別指導を受ける。場合によっては退学を命ぜられることがある。

※この生徒心得を常に熟読してその実行に努め、本校生徒としての誇りをもって行動すること。